《特集寄稿》

法と公共政策メジャーへの招待

芝 園子

1 はじめに

本稿は、法と公共政策メジャーについて説明を 行い、学生の皆さんが埼玉大学経済学部の法と公 共政策メジャーで学ぶ. というのがどのようなこ とかを説明します。

法と公共政策メジャーの対象は、広い範囲に及びます。法と公共政策メジャーにおいては、選択必修科目の中に、他の複数のメジャーと共通する科目が含まれていることからもわかります⁽¹⁾。「法学」は幅広い対象を扱う学問です。「公共政策学」はさらに広い学問分野に及びます。「公共政策学」という学問分野の特性です。

「法と公共政策」メジャーが、法と公共政策を並列していることは埼玉大学経済学部の特徴です⁽²⁾。学問としては、「法学」と「公共政策学」切っても切れない関係にあり、「公共政策」を学ばうとする人は、「法」についても知る必要があります。

ところで、社会科学に関する学問は、「認識科学」と「実践科学」に分けることができます。「公共政策学」は、「実践科学」である政治学を母体として生まれ⁽³⁾、様々な領域を取り込んでいます。「公共政策」は問題を解決するための対策ですから、問題を把握するための「認識」とともに、それを解決するための「実践」が求められます⁽⁴⁾。一方、「法学」は一般的には、「認識科学」であるとされています。

法学には純粋な「認識科学」の分野も含まれます⁽⁵⁾が、広い意味においては、「公共政策」の一

部であり、「実践科学」の側面もある、と筆者は 考えています。そこで、本稿においては、公共政 策について説明したうえで、「公共政策」を切り 口して、「法学」について説明したいと思います。

2 公共政策学

(1) 公共政策学の概要

公共政策学は、非常に新しい学問分野です。第二次大戦後アメリカ合衆国に「政策科学」として産声を上げました⁽⁶⁾。当時のアメリカはちょうど福祉国家的な政策が採用されていく頃で、政府の役割の増大が本格化した時代です⁽⁷⁾。

公共政策学は、一言でいえば、既存の関連する 学問を駆使して問題解決思考で研究する学問で す⁽⁸⁾。様々な既存の学問を動員しなければなりま せん。課題を設定し、政策を立案し、政策を形成 した上で決定し、実施まで行います。そしてその 評価も行うのです。

公共政策学が駆使する既存の学問は、「in の知識」と「of の知識」に分類されます⁽⁹⁾。公共政策学の草分けであるラスウェルによるこの分類は、公共政策学という学問において広く受け容れられています⁽¹⁰⁾。「in の知識」とは現実の意思決定において動員される利用可能な知識のストックであり、法学、経済学、経営学、社会学、心理学、システム工学、経営科学などの学問を指します。

「of の知識」とは、政策がいかに決定され実行されているかについての体系的、経験的研究であり、政治学や行政学がこれに当たります。

なお公共政策を、作成し、実施するのは、広い意味での政治であり、政治は権力闘争の過程であると同時に、権力を媒介として「公共政策」を作成・実施する過程ということになります(11)。

(2) 公共問題とは何か

それでは、公共政策学の扱う公共問題とは、どのようなものなのでしょうか。齋藤によれば、社会で起こる様々な問題は、大きく①から③の3種類に分けることができます⁽¹²⁾。①私的に対処するほかなく、またそれが不可能でも不適切でもないような純然たる私的関心事、②様々な営利または非営利の個別的団体に固有の問題であり、その処理を当該団体に委ねても特に重大な社会的不都合が生じないような問題、③個々人や個別的団体の手に余る問題や、当事者にその処理を全て委ねることが必ずしも適切でない問題です。

つまり、公共問題とは、個々人や個別的団体を越えた、より包括的な社会単位においての取り決めが必要となるような問題であり⁽¹³⁾、③の問題が公共問題といえます。しかし、①②と③の線引きは必ずしも容易ではありません⁽¹⁴⁾。

(3) 公共問題の広がり

ある問題が公共政策となるかどうかは、社会や政治の状況によって大きく異なります。たとえば19世紀においては国家の機能の範囲は限定的に考えられてきました(夜警国家)。生活困窮者の救済は、宗教団体や慈善団体の事業の対象であったかもしれませんが、国家が率先して解決すべき課題であるとは思われていません。しかし現在では違います。また、産業革命以後は、公衆衛生や教育など新たな公共問題となりました(15)。

そして、公共問題は、時代を追うごとにどんどん範囲が広がりました。老人の介護はつい最近まで、家庭の中で解決すべき問題とされてきましたが、今では重要な公共問題となっていて、現在では介護保険制度は重要な役割を果たしています。さらに私たちの身近な範囲でも、公共問題として認識される事柄が増え、その重要性はますます高まっています。より近年の例でいえば、近隣騒

音, 引きこもり, 空き家問題なども, 公共問題となっています⁽¹⁶⁾。

(4) 公共政策の複雑性

公共問題は何よりも複雑です。その複雑さには、①相互依存性、②主観性・人為性、③動態性、といった3つの特徴があるとされています(17)。

①相互依存性とは、ある問題は他の問題に影響を与えるということです⁽¹⁸⁾。ある問題に内在する様々な要因は、お互いに影響を与え合います。そしてそれらの要因は、時には相反する関係にあるのです。また、公共政策を作成し、実施するのは政治ですが、政策が公的に主張されるときには、公平、効率性、安全・安心、自由といった規範的な言葉が添えられます。ところが、これらの価値のいくつかはときとして相反しています。安心・安全と自由、平等と効率性、自由と平等(公平)というのは両立しない場合があるのです⁽¹⁹⁾。

②主観性・人為性とは、あらゆる問題が他の問題と関連するとすれば、全てを理解することに困難なので、問題は選別され、定義化され、分類され、説明され、評価されますが、その結果は人によって異なったものになる、ということです⁽²⁰⁾。また、上記①で挙げた価値も、人によって大きく変わるでしょう。

そして、③の態動性とは、問題とその解は決して一定不変にとどまっているものではないことをいいます⁽²¹⁾。問題状況は刻々と変化し、その変化に応じて政策も変わらざるを得ません。(3)で述べた公共政策が、時代とともに広がってきたということも、この帯動性の現れである、といえるでしょう。

より具体的に、介護の担い手が少ないという問題に関連して、上記①から③を見てみましょう。この問題は高齢化・少子化による労働不足や、介護職員の低賃金等と関連があります。そして、かつて老人介護は家庭で女性が行うものと考えられてきたため、介護職員の低賃金は女性労働者のそれと関連があるかも知れません。このように、介護の問題は他の様々な問題と相互依存の関係にあ

ります(①相互依存性)。

また、介護や介護保険の評価は、男性、女性、 老人によって異なります。老人は当初介護サービスを積極的な利用をためらい、介護を一挙にうけおった者(女性)の負担が過重になる一方、介護を実際に担当しない者(男性)は介護の大変さを理解できず、問題を軽く考えてしまうことになります(以上は②主観性)。もっとも近年では、介護を女性が担うべきという考え方は、ほとんど失われているのではないでしょうか(態動性)。

もっとも上記の相互依存性,主観性・人為性、動態性といった3つの特徴は,公共問題に限られるものではありません。いずれの特徴も,法学や政治学における思考に関して,観察されているところと同じであり,大きく異なるところはありません⁽²²⁾。

(5) 公共問題は誰がどのように解決するのか

「公共」を形作る者がどのような主体なのかを考えると、公共政策を誰がどのようにして解決するのかが自ずと明らかになります。公共の担い手は、市場、自発的団体、コミュニティ、国家です。公共問題ごとに、どの部門が、どのような役割を分担し、公共問題に対応するのかを決めていきます⁽²³⁾。

公共政策においては、誰がその担い手となるかは、個人、家族(自助)、地域(共助)で解決できないことを、地方自治体(公助)が担うべきである、とする補完性の原則に則り、四者の役割の分担と組み合わせの体系を公共政策として描いていきます⁽²⁴⁾。

そしてそのうえで、それぞれの活動や役割をどのように組み合わ競れば、そこから生まれる効果がより大きなものになるのか、を公共の問題ごとに具体的に描いていくことが必要です(役割相乗型)⁽²⁵⁾。

3 公共政策と法の強制力

(1) 法の強制力

それでは、法と公共政策は一体どのような関係にあるのでしょうか。ひとことで言えば、公共政策に、法の存在は欠かせません。多くの場合「公共政策」は、法令という形で作成され、実施されます⁽²⁵⁾。それには法の強制力が公共政策を行う際のツールになるからです。

法は公共政策学とは異なり、大変古くから存在しています。 法そのものは、人類の歴史とともに古く遡ります。人間にとって社会生活は、生存のために不可欠です。しかし、社会生活においては人々の間に利害をめぐる衝突が起こります。社会の規模が大きくなればなるほど衝突も増えるでしょう。衝突を放置しておくと社会生活が崩壊する可能性も高まり、野放しのままにすれば、最終的には社会は壊れていきます。利益の衝突を解決し調整する決まり(規範)、いわゆるルールが必要となります(27)。

しかし法学が扱うルールは、上記の社会生活を 規律しているルールよりは、若干狭いものです。 何を「法」と呼ぶのかは、なかなか難しい問題な のですが、「法」とそれ以外のルールの区別は、 「法」と「道徳」を比べることによって一定程度 明らかにすることができます。社会生活を規律し ているルールは「規範」と呼ばれることもありま すが、「規範」には、法によるもののほか、道徳 によるものがあります。

簡単に言えば、「法」と「道徳」の違いは、違反したときの対応のあり方です(28)。「道徳」に違反する行為は、良心の呵責を招いたり社会的非難を浴びたりすることはあるかも知れません。しかし権力によって強制的に是正されるわけではないのです。しかしながら、「法」に違反する行為は、最終的には「法」を基準として行われる裁判によって是正されます。つまり、「裁判規範」でもある「法」は、最終的には権力によって強制的に実現されることになります。わかりやすい例で言えば、刑法に違反した者は、有罪判決が確定す

れば、刑罰が科されることになっています。犯罪 を犯した者は、刑務所に入りたいとは望まなくて も、その意思に関わりなく、強制的に刑務所に行 かなくてはなりません。

このような法の強制力は、公共政策を行う際の 重要なツールとなります。公共政策学において は、問題を認知し、課題を設定すること自体が学 問の一部となっています。人々が認識していない ような問題を探し、政策を立案し、実施すると き、人々の中には何らかの抵抗もあるでしょう。 その場合強制力があったほうが、その政策は効果 的に実施される可能性が高くなります。なお法の 強制力は、上記刑事罰にといった重い結果をもた らすものばかりではなく、行政処分や損害賠償の 支払い、といった比較的軽微な強制力の場合もあ ります。法の強制は、法の執行と呼ばれることも あります。

もっとも公共政策の担い手は通常,国や地方公 共団体などの広い意味での政府の機関であるた め,その活動はすべて法律で定めることによって 行われなければならない,という事情もありま す。

(2) 強制力を実現する仕組みとしての権利・義務

さて、法の強制力はどのように実現するのでしょうか。すでに述べたように、法は社会規範の一つなのですが、その規範は、権利義務として表現されます。例えば、AさんがBさんからパソコンを買うことを約束した場合、AさんにはBさんにパソコンを引き渡してもらう権利があり、Bさんはパソコンを引き渡す義務があるということになります。また、AさんはBさんに代金を支払う義務がありますが、BさんにはAさんに対して代金を支払えという権利があるのです。

パソコンは引き渡されたのに、Aさんが代金を 支払っていない場合には、Aさんは代金を支払わ なければなりませんし、支払うべき時に代金が支 払われない場合には、支払いの時までの利息の支 払いを請求することもできます。裁判でこれらの 事実が認定されれば、Aさんに財産がある限り は、代金を支払ってもらうことができます。 つまり、社会生活を権利義務関係に分解した上で、権利義務がどのよう内容になっているのかを明らかにし、実現していない場合は、その実現に手を貸すのが法である、ということになります。

4 公共政策としての法

(1) 公共政策としての法

これまで本稿では、公共政策学と法学が、全く別のものであることを前提に論じてきました。しかし、2(2)で述べたように、公共問題が個々人や個別的団体を越えたより包括的な社会単位においての取り決めが必要となるような問題であるとするならば、国会で制定される法律はその存在そのものが、公共政策を体現しているといっても良いのではないでしょうか。民法は私人間の利害調整を目的とする公共政策であり、会社法は会社に関する利害関係人間の利害整を目的とする公共政策なのです。

たしかに歴史的には、産業革命以後に公共政策の実施がとくに必要になったのであり、また、公 共政策学自体は第二次大戦後に本格的な福祉国家 到来の頃に作られた学問分野です。しかし法も、 公共政策も、公共政策学が認識される以前から存 在していたのです⁽²⁹⁾。

上記公共問題の定義によれば、法は、とくに、 法律の制定と執行は、公共政策そのものです。本 稿の最初に述べたように「法学」は幅広い学問で す。

法学が、個々の法律を扱う場合のアプローチには、解釈論と立法論という2つのアプローチがあります⁽³⁰⁾。解釈論は、すでに存在材する制定法を前提として、条文の意味を考える分野です。一方立法論はその名のとおり、よりふさわしい制定法がどのようなものなのかを論じます。

このうちの立法論は、公共政策学と法学とが、 重なり合う部分となります。その部分に関して は、法は公共政策学の一部であり、公共政策は法 の一部である、といえるでしょう。土川も述べて いるように、「公共政策」という観点から考察す れば、「法」は何らかの問題を、何らかの方法で解決しようとするものなのです⁽³¹⁾。

ただし、いわゆる「公共政策学」が扱うことが 想定されている、現代的な様々な公共問題と比べ ると、古い時代から認識されてきた問題だけに、 より単純かも知れません。

(2) 株式会社法の場合

(i) 株式会社制度

株式会社は法人です。法人は自然人以外で自然人と同様に権利義務の主体となることのできる存在です。営利を目的としている法人である株式会社は、会社法の定めにより、社会のなかで存在しうることが認められています。あらかじめ会社法に定められている定めに従い設立手続きを行えば、だれでも自由に会社を設立することができ(会社設立準則主義)、設立されれば法人格が当然に認められます。

それではどうして、株式会社が自由に設立できる、という「公共政策」を採用しているのでしょうか。一言でいえば、株式会社という制度を作り、様々な事業を行うことが、社会経済の発展のために役立つからです。株式会社の株主は、間接有限責任しか負わないことになっています。このことは、株式会社が営利事業を円滑に行うのに非常に役立ちます。

まず会社が法人であることは、リスクのある事業を行う際には大変役立ちます。個人で事業を行う場合には、営業用の財産も個人としての財産も、一つの財産として扱われます。したがって個人事業主は事業に失敗した場合には、個人財産をすべて失う可能性があります。しかし、会社を設立しておけば、会社の財産と、経営者個人としての財産を区別することができます。そうすれば、会社が事業に失敗しても、経営者の個人財産は失われることはないのです。

会社法によれば、株主は出資義務を負うだけで その他の責任を一切を負いません(間接有限責 任)。会社が経営に失敗したとしても、株主が失 うのは、出資と引き換えに得られる株主として の地位のみ、すなわち株式を失うのみなのです。 株主が会社に間接有限責任しか負わないために、 人々は、リスクがあっても新たな事業に乗り出すことが容易になります。多くの者から少額の資金 を集めて、大きな事業を行うこともできるように なりました。株式会社の社員の地位が株式に分割 されていて、株式を自由に譲渡して投下資金を回 収できることも、大規模な事業を行うことを容易 にしました。

(ii) 株式会社制度の弊害

しかしながら、株主が間接有限責任しか負わない株式会社には、様々な弊害もあります。

一つめの弊害は、株主が間接有限責任を享受することによって、そのしわ寄せを受ける者がいることです。たとえば、株式会社がいい加減な経営を行って、借金だらけになったのに、その株式会社にはその借金を支払うだけの財産がない、という事態が生じたとしましょう。そのような場合株主が間接有限責任しか負わないとすれば、株式会社にお金を貸した人(会社債権者)は、貸したお金を回収できなくなってしまいます。

一方でそのような状況においても、株式会社会社や株主は、一発逆転を狙ってリスクの大きな事業を敢えて進めてしまうかもしれません。一発逆転が成功すれば会社経営者は会社を追われるということはなくなるでしょう。また株主は、株価がゼロになるだけで、会社が経営破綻したとしても、それ以上に負債を負うわけでもないのです。

二つめの弊害は、所有と経営の分離です。株式会社では、会社を所有する者と経営をする者が分離することからも問題が生じます。大規模な株式会社では、株主は会社の支配権を握ることのできるほどの株式を持つことはまれで、株主は会社経営に関わることはなく、経営の専門家である取締役、代表取締役らに会社の経営を委ねます。株式を多くは保有しない株主は、会社の経営判断を適切に行う能力も、会社の経営判断のために多くの時間を費やすこともできません。したがって、専門家である会社経営者に会社の経営を任せることは合理的な判断となります。そして会社法では、取締役ら会社経営者に対して、大きな権限を与えています。

しかし、取締役ら会社経営者が、その与えられた大きな権限を、会社のためではなく、自らのために行使したらどうなるでしょうか。自らの財産を株式の形で保有することにより、株主の財産は、減ったりなくなったりしてしまうかもしれません。

(iii) 株式会社制度という「公共政策」

以上のように、株式会社が事業を行うに際には さまざまな問題が発生する可能性があります。株 式会社では、会社、株主、会社債権者、経営者と いった立場の違う利害関係人が存在して(主観 性)、株主に間接有限責任を認めなければならな いが、一方では債権者が害される可能性があり (相互依存性),会社経営者には大きな権限を与え なければならないが、一方では会社経営者による 権限の濫用の可能性もある(相互依存性)といっ た、公共政策の複雑さを備えているといってよい でしょう。そして、これらの問題を解決する、会 社関係者の利害の調整は、本稿2(3)の「③個々 人や個別的団体の手に余る問題」であり、「当事 者にその処理を全て委ねることが必ずしも適切で ない」ために、「公共政策」であると考えられま す。

株主、会社債権者、会社経営者の利害関係を調整するのが、会社法の役割であり、会社法が存在している理由になります。たしかに、会社制度を利用しなくとも、会社に関わる様々な利害関係者が、それぞれ契約を結び、問題が生じたときにはどのように対応するかについて、あらかじめ契約で取り決めておくことも、ある程度はできます。しかし、事業を行う際には、予測不可能な様々な事柄が生じるかもしれません。あらかじめ生じる問題をすべて予測して、当事者間で取り決めをするのは、かなり難しいのです。

会社制度が濫用された場合の弊害も大きなものです。例えば、大規模な会社が、粉飾決算を行っていて、ある日その事実が明るみに出て、突然破産してしまうということがあるかもしれません。すると、その会社に原材料を供給していた取引先や、巨額のお金を貸していた銀行は、破綻してしまうかもしれません。また、そこで働いていた従

業員は解雇されて路頭に迷うかもしれません。つまり規模の大きな会社が突然破綻すると、それにより被害を受ける者は広い範囲にわたり、一国の経済の行方にも大きな影響を与えるかもしれません。そのような重大な結果を生じるかもしれない、計算書類の虚偽記載に対しては厳しい制裁を科す必要があるでしょう。

また例えば、会社経営者が、会社の財産を浪費してしまったとしましょう。株主たちは自らの財産である株式の価値の下落という点で、大きな痛手を受けることになります。一方で会社経営者は、会社経営に関しては、大きな権限を与えられているので、その考え次第で会社財産の浪費が容易にできてしまうのです。とすれば、このような行為についても厳しく規制することが必要でしょう。

厳しい規制が必要ということになれば、強制力を利用することのできる、法律の形をとって規制を行うことがふさわしいのです。計算書類の虚偽記載などに関しては、国家が、法律を作り、制度を整え、違反をした者に対しては、刑罰をも含む厳しい規制を置くのが、公共政策としてふさわしい、ということになります。

会社の財産を浪費した会社経営者に対しては、特別背任罪で刑事罰を科したり、過失があって会社に損害を与えた場合には会社が会社経営者に損害賠償を請求できる、という仕組みを整えています。公共の担い手としては、私人、市場⁽³²⁾、自発的団体、コミュニティ、国家が挙げられますが⁽³³⁾、会社制度に関しては、国家が後見的な役割を果たすことがふさわしく、自発的団体も一定程度の役割を果たします⁽³⁴⁾。しかし地方自治体に、この問題を担当させるのは適切であるとはいえません。

しかし一方で、会社法においては、誰がどのような担い手となるべきかは模索されています。株式会社にどれだけの定款自治を与えるかは大きな問題となっています。そして、この問題を解決するに当たっては、公共政策における補充性の原則や役割相乗型といった考え方は、必要とされます(本稿2(5)を参照)。

(3) 明治時代における民法典制定の場合

かなり古い話になりますが、明治維新後わが 国は、西欧諸国の法を参考にして、民法典や商法 典といった法律を制定しました。民法典の制定 が、2(2)の「③個々人や個別的団体の手に余る 問題や、当事者にその処理を全て委ねることが必 ずしも適切でない」ことは明らかです。一国の私 法制度の定めは明らかに公共問題です。そしてそ の担い手は、国ということになります。民法典や 商法典の制定は、明治政府の公共政策の一つなの です⁽³⁵⁾。

19世紀には、アジアの多くの国々は西欧諸国の植民地となっていましたので、明治政府は、植民地化または属国化を避けようとすれば西洋の法制度を取り入れざるを得ません。明治政府は、法典制定という公共政策を行うことを、決断をし、それを実施しました⁽³⁶⁾。

また民法典の制定は近代的な国家の礎となることが期待されていました。民法典制定以前のわが国の法は混沌としていたのです。江戸時代は藩ごとに様々なルール(慣習)があり、明治初期においてもその状況は変わらず、一方で西洋の法制度も一部とり入れられていました。このような状況では、裁判が行われても、統一性のある判例は形成できません。

民法典を制定することにより、裁判が依るべき統一的な基準を提示し、それを通じて人々の権利義務も明らかにすることができたのです。そして、民法典という基本的な司法制度は、諸外国の法を参照したうえで、「日本の富を増すことに適するか」という角度から、社会経済の問題でもあると考えられていました⁽³⁷⁾。さらに、民法典の制定は、法学教育や法曹教育にも大きく役立ちました⁽³⁸⁾。

民法典の制定の結果、わが国は資本主義の世界の中に組み込まれて、市場とその基本的なルールが整えられました。さらに、できあがった民法典は、個人の行動を内面から規制し、市民生活に全面的に浸透しました⁽³⁹⁾。明治時代は、民法典や商法典、そして大日本帝国憲法等の法律が整備されることによって、統一された近代国家となって

いったのです⁽⁴⁰⁾。

5 おわりに ─ 未来を見据えて ─

現代は大きな変化の真っ只中です。自然環境の変化により災害の発生は増加し常態化しています。地球規模の人の行き来は行き来は活発になり、様々な技術の発展により、「私」と「公」の境界は変化し、私たちの生活も大きく変わろうとしています。高齢化社会(多死社会)により、日本社会に大きな変化が訪れることも確実です。そして一方では、民主主義制度そのものが揺らいでいる気配もあります。しかし法の領域は今後ますます増大するでしょう。そして法自体も何らかの形で変わっていくことになるのでしょう。

公共政策としての法を見た場合,法は権力者にとっての手段となります。しかし,法は,権力者の僕(しもべ)であったとしても,かならずしも従順な僕とはいえないのです。法の興味深いところです。権力者は,法律を制定することはできます。しかし,条文は繰り返し使用・引用・注釈されるなかでずれを生じ,常に変容の可能性を秘めているのです(41)。

わが国は、明治期に西洋の法制度を取り入れたときに、その歴史も受け容れました。そこでは、 人間が作った法(実定法)ではない正しい法律を 模索するのも、法学の役割と考えられています。

注

- (1) 土川信男「「法と公共政策」メジャーの紹介,そして「政治史」という科目について」社会科学論集(埼玉大学)149=150号21頁。このテーマについては以下の文献も参照。江口幸治「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集157号23頁(2019),藤井まなみ「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集152=153号(2018)31頁,齋藤友之「法と公共政策メジャーへの招待」社会科学論集146=147号(2016)33頁。
- (2)「公共政策」を研究対象とする学部や学科を持った大学では通常、法律系、経済系、政治学の学問

が均等に配置されているのが一般的なのです。 藤・前掲注(1)26-27頁。

- (3) 公共政策学の草分けであるラスウェルは元々は 政治学者でした。秋吉貴雄=伊藤修一=北山俊哉 『公共政策学の基礎(新版)』(有斐閣, 2015年) 5百。
- (4) 土川・前掲注(1)22頁。
- (5) 法学が、現在存在している「法令」を前提として、どのように条文を解釈できるか、ということを論じている限り、それは「認識科学」ということになります。本稿4(1)も参照。
- (6) 秋吉ほか・前掲注(3)。このほか公共政策学に関する文献としては、斉藤・前掲注(1)、秋吉貴雄『入門公共政策学』(中公新書,2017年)、宮川公男『政策科学の基礎』(東洋経済社,1994) があります
- (7) 1965年にはジョンソン大統領の「偉大なる社会」構想に基づき行われました。また同時に、政策科学はベトナム戦争にも利用されました。秋吉ほか前掲注(3) 9-10頁。なおアメリカ合衆国では、1929年に始まる大恐慌の後1930年代のニューディール政策により政府の役割が増大しています。
- (8) 斉藤・前掲注(1)33頁。秋吉ほか・前掲注(3) 5頁。
- (9) 齋藤・前掲注 (1) 33 頁。28 (33), 宮川・注 (6) 頁, 秋吉ほか・前掲注 (3) 7 頁。
- (10) 秋吉ほか・前掲注(3)5頁(公共政策学がどのような学問であることか、ということに関しては、様々な見解があります)。
- (11) 土川・前掲注(1)22頁。
- (12) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (13) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (14) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (15) 秋吉ほか・前掲注(3)26頁。
- (16) 齋藤・前掲注(3)41頁。
- (17) 斉藤・前掲注 (1) 40-41 頁, 宮川公男『政策科学の基礎』(東洋経済社,1994) 207-209 頁。なお, 秋吉ほか・前掲注 (3) においては,公共政策の特徴としてを,①全体性,②相反性,③主観性,④態動性を挙げています。
- (18) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (19) 秋吉ほか・前掲注 (3) 106-125 頁。
- (20) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (21) 齋藤・前掲注(1)41頁。
- (22) 笹倉は、政治の思考方法は①機能的思考、②態動的思考、③多元的思考であるとし、こうした思考法は、政治においてだけ必要というものではな

- く,およそ人間性格の各場面でも必要なものである,と述べています(笹倉達夫『法哲学講義』(東京大学出版会,2002・9・26)30-31頁)。また、「すぐれて法的な思考とは、一方での道徳におけるものと共通の原理的・ルール尊重的思考と、他方での、政治におけるものと共通の多面的で結果・機能を重視する柔軟思考とを、ともにはたらかせるもの」と述べています(同37頁)。もともと法哲学と政治哲学は、一九世紀の後半に科目が分化するまでは基本的には一つのものだったのです(同2頁)。
- (23) 齋藤・前掲注 (1) 41 頁, 秋吉ほか・前掲注 (3) 26-27 頁。
- (24) 齋藤・前掲注 (1) 35 頁。もっとも公共政策を担 うのは主に行政です。
- (25) そのために、公共政策に関わる者には非常に幅 の広い知識、経験が必要とされます。齋藤・前掲 注(1)41頁。
- (26) 秋吉ほか・前掲注(3) 27-28 頁は、公共政策の表現のされ方として、法令や条例のほかに、予算、 (行政)計画、行政の命令、政府首脳部の演説や発言を挙げています。
- (27) 社会生活を規律している規範, ルールを法という場合もあります。 齋藤・前掲注 (1) 35 頁。
- (28) 法と道徳の違いに関しては, 土川・前掲注(1) 21 頁, 齋藤。前掲注(1)35 頁のほか, 笹倉・前 掲注(22)も参照。
- (29) 公共政策学は、第二次大戦後のアメリカで始まったこともあり、近現代の民主主義制度を前提としています。しかし公共政策は、必ずしも民主義制度を前提とするものではないと思われます。
- (30) 現在存在している「法令」を前提として,どのように条文を解釈できるかを論ずるのが解釈論です。解釈論は「認識科学」となります。解釈論は,裁判で行われる法解釈について論じます。
 - 一八世紀から一九世紀にかけては、盛んに法典の編纂がなされました。法典を正しいものだとの前提に、既存の法律では妥当な解決ができないような場合には、条文は様々に解釈され、結果の妥当性を得られるに、努力がなされました。法解釈等の認識科学としての法学は、「公共政策学」の中には入らない、と筆者は考えます。
- (31) 土川・前掲注(1)23頁。
- (32) 商品市場で生き残ることができないのであれば、市場から退出するしかなく、法に違反しなくとも、経営が失敗することはあります。また株式が上場されている場合には、株価下落より会社はより厳しい状況置かれることがあります。会社の効率的

法と公共政策メジャーへの招待

な経営という観点において、市場は大きな役割を 果たしています。

- (33) 本稿2を参照。
- (34) 規模の大きな会社はその発行する株式を証券取引所に上場しています。証券取引所は上場基準において、会社の経営のあり方に影響を与えることができます。もっとも、もともとは自発的な組織であった証券取引所は、現行金融商品取引法においては、金融庁の監督下にあります。完全に自発的な存在とはいえないのかも知れません。
- (35) 法典を持たない不文法の国であるアメリカにおいて、公共政策学が始まったというのは、必然なのかも知れません。
- (36) 金井直樹『法典という近代 装置としての法』

(勁草書房, 2011・1・13) 5-6 頁。本文で述べた, 明治初期の法の状況に関しては, 同 3, 40-41 頁を 参照。

- (37) 金井・前掲注 (36) 75 頁。
- (38) 金井・前掲注 (36) 12-13 頁。
- (39) 金井・前掲注 (36) 13-14 頁。法規範は行動規範 ともなるのです。
- (40) このほか明治政府は、徴兵制を定め、学校制度を整え義務教育を定めましたが、これらの政策は当初あまり評判は良くありませんでした。明治政府が一連の制度を整えそれが定着するまでの日本、つまり明治初期の日本はまだ近代国家として統一されていたとはいえなかったのかも知れません。
- (41) 金井・前掲注 (36) 14-15 頁。